

## 令和7年第2回・西海市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和7年2月25日（火）  
午後2時00分から午後3時10分
2. 開催場所 大瀬戸コミュニティセンター 3階会議室
3. 委員定数 条例定数19人 現委員19人
4. 出席委員（17人）

会 長	1 番	葉山 諭						
会長代理	2 番	水嶋 政明						
委 員	3 番	山田 康弘	4 番	中尾 正則	6 番	坂口 初男		
	7 番	河本 光晴	8 番	梅山 清春	9 番	相川 浩一		
	10 番	葉山 静子	11 番	本山 光幸	12 番	安藤 卓巳		
	14 番	山口用一郎	15 番	柿田 敏彦	16 番	前田 明代		
	17 番	中村 和也	18 番	松崎 常俊	19 番	林 辰造		
5. 欠席委員（2人）

5 番	大串 英明	13 番	谷脇 文弘
-----	-------	------	-------
6. 議事日程
  - 第1 議事録署名委員の指名
  - 第2 議案第5号 農地法第3条の規定による許可申請について  
議案第6号 農地法第4条の規定による許可申請について  
議案第7号 農地中間管理機構に対する農用地利用集積等促進計画（案）の要請について  
議案第8号 非農地通知の対象とするものの決定について  
議案第9号 西海農業振興地域整備計画に関する意見について  
  
報告事項 農地法第3条の合意解約
7. 事務局 事務局長：浦野 幸征 局長補佐：桑原 智徳 係長：谷内 美佳  
主事：松尾 亜美
8. 会議の概要

事務局 只今から令和7年西海市農業委員会第2回総会を開会いたします。  
出席委員は在任委員19名中17名で定足数に達しておりますので総会は  
成立しております。

それでは、西海市農業委員会会議規則第6条の規定により、議長は

会長が務めることとなっておりますので、議事の進行は会長にお願いいたします。

議長 これより議事に入ります。まず日程第1の議事録署名委員の指名を行います。西海市農業委員会会議規則第20条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

《異議なしの声あり》

議長 今回の議事録署名委員は、14番：山口委員、15番：柿田委員にお願いいたします。

議長 それでは議事に入りますが議事進行上、発言される際は挙手をし、議長の許可を受けてから、氏名を告げて発言をお願いします。まず、議案第5号「農地法第3条の規定による許可申請について」の1番を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局 事務局です。議案第5号「農地法第3条の規定による許可申請について」について説明します。資料3頁は、今回の3条申請3件の位置図です。資料4頁が1番の議案書です。物件は、西海町太田和郷字名無塚の畑8筆で、合計11,359㎡の申請となっております。申請地の地番・面積・現況等の内容、譲り渡し人・譲り受け人に関する事項は、議案書記載のとおりです。申請事由は、親子間の生前贈与で、譲り受け人は、経営規模拡大のため、許可があり次第、所有権を贈与により移転するもの、となっております。圃場は、自宅から車で約5分の所に位置しており、ミカンを栽培予定です。

関係資料は、3頁から27頁までで、5頁に付近近況図、6頁から13頁に字図、14頁から26頁に現況写真、27頁に航空写真を添付しています。字図は、黄色に塗られているところが申請地で、現況写真の番号と写真方向を記載しています。27頁の航空写真は、赤枠で囲まれた部分が申請地です。今回の申請は、農地法第3条第2項各号には該当しないことから許可要件のすべて満たしていると考えます。事務局からの説明は、以上です。

議長 ただいま説明がありました議案第5号の1番につきまして、18番委員、補足説明をお願いします。

18番 18番委員です。昨日、私と10番委員と地元推進委員と譲り受け人とで、現場を確認いたしました。譲り受け人は農業を始めて今年ぐ

らいですが、ミカン作りに一生懸命取り組んでおられ、現在 5 ha 余りを耕作しています。それで、今度太田和の基盤整備地区にも入って、最終的には 10ha ほどになると思います、そのぐらい頑張っています。お父さんと一緒にやっていますので、この先も心配なく、規模拡大しながら続けていくと思います。何も問題ないと思いますので、よろしくをお願いします。

議 長 　　ただ今、議案第 5 号の 1 番について説明がありました。これより質疑に入ります。皆さんから何かご意見等ございませんか。

《なしの声あり》

議 長 　　無いようでしたら、本案について許可することに異議ございませんか。

《異議なしの声あり》

議 長 　　「異議なし」と認めます。よって、議案第 5 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」の 1 番については、申請どおり許可することに決定いたします。

議 長 　　続きまして、議案第 5 号の 2 番を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局 　　事務局です。議案第 5 号の 2 番を説明します。資料 28 頁が議案書で、物件は西彼町平山郷字ズラセの畑 2 筆、合計 5,937 m<sup>2</sup>の申請となっています。申請地の地番・面積・現況等の内容、譲り渡し人・譲り受け人に関する事項は、議案書記載のとおりです。申請事由については、兄弟間の贈与で、譲り受け人は、経営規模拡大のため、許可があり次第、所有権を贈与により移転するもの、となっています。圃場は、自宅に隣接し、徒歩 2 分以内の所にあり、ミカンを栽培予定です。

関係資料は、3 頁及び 28 頁から 36 頁までで、29 頁に付近近況図、30 頁・31 頁に字図、32 頁から 35 頁に現況写真、36 頁に航空写真を添付しています。30 頁・31 頁の字図は、黄色に塗られているところが申請地で、現況写真の番号と写真方向を記載しています。36 頁の航空写真は、赤枠で囲まれた部分が申請地です。今回の申請は、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないことから許可要件のすべて満たしていると考えます。事務局からの説明は、以上です。

議 長 　　ただいま説明がありました議案第 5 号の 2 番につきまして、3 番委員、補足説明をお願いします。

3 番 3番委員です。なかなか連絡がとれず、2月23日に譲り受け人と2人で、現場を確認いたしました。現在譲り受け人は、今回の申請地以外の農地でも、野菜を栽培しておられます。今回の申請地につきましては、写真を見ていただければ分かると思いますが、全体が草刈り等の管理がなされているわけではありません。申請地の5割ほどに対し、ミカンが栽培されていますが、今後申請地全体を、草刈り整備されてから、ミカンを少し増やしたいという希望を持たれています。譲り受け人は別に建設業関係の事業をされていますが、毎日のように忙しくありませんので、現在も野菜を栽培しておられます。その流れということで、申請地を譲り受けて、全体を整備し、ミカンを増やしたいという考えを持っておられました。説明は以上です。

議 長 ただ今、議案第5号の2番について説明がありました。これより質疑に入ります。皆さんから何かご意見等ございませんか。  
《なしの声あり》

議 長 無いようでしたら、本案について許可することに異議ございませんか。  
《異議なしの声あり》

議 長 「異議なし」と認めます。よって、議案第5号「農地法第3条の規定による許可申請について」の2番については、申請どおり許可することに決定いたします。

議 長 続きまして、議案第5号の3番を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局 事務局です。議案第5号の3番を説明します。資料37頁が議案書で、物件は、西彼町小迎郷字大ヒロガリの畑2筆、合計1,702㎡の申請となっています。申請地の地番・面積・現況等の内容、譲り渡し人・譲り受け人に関する事項は、議案書記載のとおりです。申請事由については、申請地を譲り渡し人から借り受けていた耕作者が、高齢により耕作出来なくなったため、譲り受け人がこれを引き受けて耕作するもので、許可があり次第、売買により所有権移転を行う予定である、となっています。圃場は、自宅から車で約5分の所にあり、みかんを栽培予定です。

関係資料は、3頁及び37頁から44頁までで、38頁に付近近況図、39頁に字図、40頁から43頁に現況写真、44頁に航空写真を添付しています。39頁の字図は、黄色に塗られているところが申請地で、現況写真の番号と写真方向を記載しています。44頁の航空写真は、赤枠で

囲まれた部分が申請地です。今回の申請は、農地法第3条第2項各号には該当しないことから、許可要件のすべてを満たしていると考えます。事務局からの説明は、以上です。

議 長 　　ただいま説明がありました議案第5号の3番につきまして、16番委員、補足説明をお願いします。

16番 　　16番委員です。2月24日に、1番委員と地元推進委員と譲り受け人に立ち会ってもらって、現地の確認をしてきました。申請地を譲り渡し人から借り受けていた耕作者が、高齢により耕作ができないため、譲り受け人が引き受けて、ミカンを栽培されるということでした。譲り受け人はまだ若く、意欲も十分あり、後継者もいることで、何も問題ないと判断して見てきました。審議のほど、よろしくをお願いします。

議 長 　　ただ今、議案第5号の3番について説明がありました。これより質疑に入ります。皆さんから何かご意見等ございませんか。  
《なしの声あり》

議 長 　　無いようでしたら、本案について許可することに異議ございませんか。  
《異議なしの声あり》

議 長 　　「異議なし」と認めます。よって、議案第5号「農地法第3条の規定による許可申請について」の3番については、申請どおり許可することに決定いたします。

議 長 　　続きまして、議案第6号「農地法第4条の規定による許可申請について」の1番を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局 　　事務局です。議案第6号について説明します。45頁は議案書で、46頁は申請地の位置図です。本案は、西海町中浦北郷の違反転用の案件で、1月の総会審議後、長崎県に報告していたものが、2月3日付けで追認申請相当案件と判断され、今回の農地法第4条申請となったものです。物件は、西海町中浦北郷字松山の畑3筆で、合計650㎡の申請となっています。申請地の詳細、申請者等に関しては、議案書記載のとおりです。転用の事由は「農家住宅並びに合併浄化槽施設」で詳細は、自宅の老朽化に伴い、自宅建物を取り壊して、自宅を建築し、併せて浄化槽施設等諸施設を整備したもので、事後報告ですが、追認申請相当案件として今回の申請となりました。添付資料は、45頁から57頁までで、47頁に付近近況図、48頁に字図、49頁から52頁に現況

写真、53 頁に航空写真、54 頁に被害防除計画書、55 頁に平面配置図、56 頁に農家住宅の立面図、57 頁に顛末書を添付しております。54 頁に戻りまして、被害防除計画の内容ですが、現状のまま利用する。申請地付近の隣接農地は、申請者の農地のみのため、他者への被害の恐れはない、となっております。排水については、下水道に接続するため、用排水施設の有する機能に支障は生じる恐れはない。また周辺の農地に係る営農条件に支障を生じさせないための措置としては、建物は平屋造りで、高さを加減する。また、近接農地は、申請者の農地のみで、他者への被害の発生の恐れはない、となっております。

53 頁の航空写真を見ていただければわかりますが、申請地の周囲は、宅地に囲まれた農業公共投資の対象となっていない、孤立した生産性の低い農地であり、第 2 種農地と判断します。事務局からの説明は、以上です。

議 長 　　ただいま説明がありました議案第 6 号の 1 番につきまして、4 番委員、補足説明をお願いします。

4 番 　　4 番委員です。2 月 22 日に私と地元推進委員 2 名、そして当事者の後継者の 4 人で現地確認をいたしました。これは先月の違反転用案件で、51 頁の写真にあります。この家と庭が 30 数年前に建築・造成されまして、49 頁にある浄化槽が 12 年ほど前に設置されて、生活拠点として現在に至っている状態です。周辺住民からの苦情等も、今までないということでもあります。事後申請にはなりますがよろしく願いしたいと思います。それから今、息子さんが引き継いでいる形で、ゆくゆくはまたその息子さんに引き継いでいく形になるかと思いますが、そういった承継を、今後何も問題ない状態で行ってほしいという要望がありましたので、よろしく願いしたいと思います。以上です。

議 長 　　ただ今、議案第 6 号の 1 番について説明がありました。これより質疑に入ります。皆さんから何かご意見等ございませんか。

《なしの声あり》

議 長 　　無いようでしたら、本案について許可することに異議ございませんか。

《異議なしの声あり》

議 長 　　「異議なし」と認めます。よって、議案第 6 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」の 1 番については、申請どおり許可することに決定いたします。

議 長 続きますして、議案第7号「農地中間管理機構に対する農用地利用集積等促進計画（案）の要請について」を議題といたしますが、本案は、3番委員が役員を務める法人が受け手となる事案が含まれているため、農業委員会法第31条の規定に基づく議事参与の制限により、審議に参加できませんので、審議終了まで退席をお願いします。

《 3番委員 退席 》

議 長 それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局 事務局です。議案第7号について、説明いたします。58頁は議案書で、「議案第7号農地中間管理機構に対する農用地利用集積等促進計画（案）の要請について、農地中間管理事業の促進に関する法律第18条第11項の規定に基づき、農地中間管理機構に対し、別紙のとおり農用地利用集積等促進計画（案）を定めるよう要請することの可否について、判断を求める」、となっております。60頁は配分計画の合意解約分4筆で、理由は、配分先であった法人が農業事業譲渡のため、解約するものです。61頁は、今回要請する分10筆の内訳で、地番・地目・面積・賃貸借等の詳細を記載しています。受け手の経営状況については、62頁・63頁に記載しており、作付け予定作目等を手書きで記載しています。

本案は、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の要件を満たしており、特に問題はないものと判断します。事務局からの説明は以上です。

議 長 それでは、1番から8番の補足説明を、9番委員をお願いします。

9 番 9番委員です。2月23日に、受け手法人の役員である3番委員、それから、地元推進委員の3人でお話を聞いてきまして、内容といたしましては、現在まで受け手法人が単独で運営をされてきた場所には牧草を栽培していますが、今後も継続をしていくということでした。それから、別会社から委託を受けた場所には、イチゴハウスもあるわけですが、今後そういった方面にも目を向けて、引き続き栽培をしていただくようなことでお話を聞いております。ただ、当地は、私たちが生まれ育った地区であり、区画整理が済んだ土地ではありますが、各家の生業も当時とすれば随分変わり、高齢化が進み、あるいは若い方が農業以外の仕事に就くことが増えるような状況にある中で、こういった場所を、受け手法人が受け継いで、これからも運営を続けていただきたいと思い、私なりに気持ちを込めて帰ってきた次第です。どうぞ審議をお願いいたします。以上です。

議 長 続きますして、9番と10番の補足説明を、14番委員にお願いします。

14番 14番委員です。2月23日に、私と地元推進委員、それから借り受け人とで現場を確認いたしました。この圃場につきましては丸田基盤整備地区にあり、今まで、貸し出し人が経営してたわけですが、高齢化で、もう自分では経営できないということで、中間管理機構を通して私のほうに相談をいただきまして、去年情報提供させて頂いた場所です。それに借り受け人が規模を拡大したいということで、手を挙げられたということで聞いております。それから借り受け人につきましては、地元丸田地区の中心的担い手で、露地野菜のブロッコリーやスイカ、バレイショ等を中心に栽培し、家族経営が中心ですが、雇用をしながら3町程度の面積を回転させて、経営的にもしっかきされています。また年齢的にも40代の前半ということで、バリバリのやり手でございますので、大丈夫じゃないかなと思っております。よろしくご審議をお願いします。以上です。

議 長 ただ今、議案第7号について、それぞれ説明がありました。これより質疑に入ります。何かご意見等ございませんか。  
《なしの声あり》

議 長 無いようでしたら、本案について決定することにご異議ございませんか。  
《異議なしの声あり》

議 長 「異議なし」と認めます。よって、議案第7号「農地中間管理機構に対する農用地利用集積等促進計画（案）の要請について」につきましては、原案どおり要請することに決定いたします。

議 長 続きますして、ここからは別冊になりますが、議案第8号「非農地通知の対象とすることの決定について」の申出分を議題といたします。事務局、説明をお願いします。

事務局 別冊の3頁をお願いします。物件の所在は、西海町七釜郷字下平山で、畑1筆1,592㎡の申出となります。資料としましては、別4頁に位置図、5頁に付近近況図、6頁に字図、7頁・8頁に現況写真、9頁に航空写真を添付しています。7頁・8頁の現況写真を見ていただければ判断できますが、雑草や雑木が生い茂り、原野化した農地と判断されます。非農地として特に支障はないと判断いたしました。

なお、農業者年金、贈与税、不動産取得税関係については事務局で

確認できる範囲において影響がない見込みです。事務局からの説明は以上です。

議 長            それでは、1番の補足説明を、4番委員にお願いします。

4 番            4番委員です。2月22日に私と地元推進委員2名と申請者の4名で、現地確認をいたしました。申請者は84歳という高齢の方で、申請地の農地は、以前はミカンを栽培していた場所ですが、別7頁・8頁の写真のとおりもう原野化しており、耕作しているようには見えない状態でした。息子さんも市外にお住まいで、今後も農業はされないというお話でした。説明は以上です。

議 長            ただ今、議案第8号の申出分について説明がありました。これより質疑に入ります。何かご意見等ございませんか。  
《なしの声あり》

議 長            無いようでしたら、本案について決定することにご異議ございませんか。  
《異議なしの声あり》

議 長            「異議なし」と認めます。  
よって、議案第8号「非農地通知の対象とすることの決定について」の申出分1番につきましては、非農地通知の対象とすることに決定いたします。

議 長            続きまして、議案第8号「非農地通知の対象とすることの決定について」の同意分を議題といたします。事務局、説明をお願いします。

事務局           事務局です。議案第8号「非農地通知の対象とすることの決定について」の同意分について説明いたします。今回は、1月15日から2月14日まで受け付けた分を審議していただきます。1番から7番までが、西海町の物件で3件・7筆、8番と14番が、大島町の物件で2件2筆、9番から13番までが、大瀬戸町の物件で1件・5筆、合計6件14筆5,051㎡の申請となっています。資料につきましては、別11頁に位置図、別12頁から17頁に航空写真配置図、別18頁から24頁に航空写真を添付しています。詳細につきましては、議案書及び資料をご覧ください。

同意対象地は、全体にわたって、利用状況調査、航空写真等で判断するところ、雑木等が茂り山林・原野化しており、特に支障はないと判断いたしました。なお、農業者年金、贈与税、不動産取得税関係に

については事務局で確認できる範囲において影響がない見込みです。事務局の説明は以上です。

議 長 　　ただ今、議案第 8 号の同意分について説明がありました。同意分については、補足説明はありませんので、これより質疑に入ります。何かご意見等ございませんか。

《なしの声あり》

議 長 　　ないようでしたら、本案について決定することに異議ございませんか。

《異議なしの声あり》

議 長 　　「異議なし」と認めます。よって、議案第 8 号の同意分 1 番から 14 番につきましては、非農地通知の対象とすることに決定いたします。

議 長 　　続きまして、議案第 9 号「西海農業振興地域整備計画の変更に関する意見について」を議題といたします。事務局、説明をお願いします。

事務局 　　資料別 25 頁は、議案書です。別 26 頁は、今回申請があった 3 件の位置図です。3 件とも、農用地からの除外に関するもので、別 27 頁は、3 件の一覽調書となっています。1 番を説明します。土地の所在は、大瀬戸町瀬戸西濱郷字白石川原で、田 1 筆 319 m<sup>2</sup>の申請となっています。申請者及び土地の所有者は、調書のとおりで、変更の目的は、駐車場の整備で、詳細の事由は、申請地は、斎場と既設駐車場の間に位置しており、斎場を訪れる会葬者の駐車場から斎場までの通行の安全を図る観点から、斎場整備時から駐車場用地として、購入について、従前の所有者と交渉を行っていた。今回、相続人より、申請地の所有権移転の了承を得たため、農用地の除外を申し出たものです。添付資料につきましては、別 29 頁から別 37 頁の資料をご覧ください。別 34 頁が被害防除計画書です。盛土を 50 c m から 80 c m 行う。雨水は自然流下で、生活雑排水は発生しない。また申請地周辺は、河川護岸、用水路、宅地並びに雑種地に囲まれた土地であるため、周辺農地への被害の発生は少ないと考えます、となっています。別 35 頁が駐車場の利用計画書で、台数は 5 台、次頁別 36 頁が、周辺の駐車場の平面図で、次頁別 37 頁が駐車場の配置図となっています。以上が 1 番の説明です。

引き続き 2 番を説明します。別 38 頁をお願いします。土地の所在は、西彼町八木原郷字南で、畑 1 筆 635 m<sup>2</sup>を除外する申請となっています。申請者及び土地の所有者は、調書のとおりで、変更の目的は、一般個人住宅の建築で、詳細の事由は、申請地は、農地としての活用を今後考えていなかったところ、知人を通じて同地に一般個人住宅を建築し

たいとの相談があったため、今回、農用地より除外を申し出るものです。転用予定者は、同町内に家族と共に居住しているが、土砂災害特別警戒区域内に位置しているため、将来不測の事態を考慮すると災害発生の可能性が高く、構造等建築基準を満たす住居を建築するためには費用負担が増大するものと予想される。また、通勤や子育ての環境等を考慮し、同地を選定したもの、となっています。次頁別 39 頁が付近近況図で、別 40 頁が字図、別 41 頁・42 頁が現況写真、別 43 頁が航空写真、別 44 頁が被害防除計画書です。内容は、盛土、切土を行い、緩衝地を設ける。近隣農地の西側は、使用できない法面と里道が、除外申請地との間に存在し、北側は水路と使用できない法面が、除外申請地との間に存在する為、被害が及ばないと判断します、となっています。排水については、雨水は水路に放流、汚水・生活雑排水は、下水道に接続、放流先の管理者との協議あり、となっています。別 44 頁の被害防除計画書の一番下段に記載していますが、万一、隣接農地に被害等が生じた場合については、最終的には申請人の責において解決する、となっています。別 45 頁が平面配置図で、雨水や汚水の排水経路が記載されています。

引き続き、3 番を説明します。別 46 頁をお願いします。申請、転用予定者は、地元の建設業者で、土地の所在は、西彼町下岳郷字浦河内で、畑 1 筆 69 m<sup>2</sup>を除外する申請となっています。申請者及び土地の所有者は、調書のとおりで、変更の目的は、申請者は、現在現場作業所を下岳郷に所有しており、社用車として大型クレーン 1 台、トラックや普通車等計 5 台を所有している。また従業員 15 名が各々個別に自家用車で通勤している状況である。今回、新たに作業場近くの土地と建物を購入したもので、同地に事務所を建設予定であるが、従業員の駐車場を確保出来ておらず、止む無く遊休化している当該農地に従業員の駐車場を整備するため、農用地の除外を申し出るもの、となっています。次頁別 47 頁が付近近況図で、別 48 頁が字図、別 49 頁・50 頁が現況写真、別 51 頁が航空写真、別 52 頁が被害防除計画書です。内容は、盛土を 1 m 行い、土留め工事をして擁壁を設ける、となっています。雨水は自然流下で、汚水・生活雑排水は発生しない。周辺には農地がないため、被害の発生の恐れはない、となっています。事務局からの説明は、以上です。

議 長 事務局からの説明がありましたので、除外の 1 番の補足説明を、8 番委員をお願いします。

8 番 8 番委員です。2 月 23 日に地元推進委員と申請者代理人の行政書士との 3 人で現地を確認してきました。この斎場につきましては、主な駐車場が斎場側に 1 カ所と、道を挟んだ向こう側に事務所と駐車場を

兼ねた所があり、道向かいからこちらの斎場に来るまでの間が、県道が通っており、とても危険な状態となっていました。今回斎場側がその土地を購入するにあたり、今回申請する土地と斎場の間にある土地、及び空き家を一括購入して、そこを駐車場にする予定となっています。この申請地につきましては、現在農地としての活用がなく、今後農地としての利用が再開される予定も全くありませんので、何ら支障はないと思われまますので、よろしくご審議のほどお願いします。以上です。

議 長 続きまして、2番の補足説明を、16番委員にお願いします。

16番 16番委員です。2月22日に、地元推進委員と、申請者に立ち会ってもらって現地の確認をいたしました。いろいろと話を伺いましたところ、申請者は、ずっと会社勤めをして来られ、定年後の今でもしておられるそうです。申請者は高齢で、後継者もないため、今後も農地としての活用は全くないということでした。周囲に民家があり、道路端でもあるので、荒らすと皆さんに迷惑がかかるということで、ずっと定期的に除草剤をかけたり、草払いをしてきれいに管理しているようでした。ここに住宅が建築されても、汚水も下水道の問題も全くない場所だと思って見てきました。以上です。

議 長 続きまして、3番の補足説明を、19番委員にお願いします。

19番 19番委員です。2月22日に、所有者と私の2人で、現場を確認して少し話をしました。翌日23日に、所有者は所用でいませんでしたが、地元推進委員2名と3人で現場を確認して、前日に所有者と語ったことなどを話しました。嵩上げして駐車場にするということですが、別50頁の写真でもわかるように、すぐ横に水路が走っていますので、これだったら問題ないかなということで判断をしてきました。ちょっと前まではここでも耕作していたそうですが、現在は他の広いところで耕作しているし、この狭い畑は、農業以外で有効利用してもらってもよいということで、売却の話となり、今回の農振除外申請となったそうです。以上、よろしくお願いします。

議 長 ただ今、議案第9号についてそれぞれ説明がありました。これより質疑に入ります。何かご意見等ございませんか。

《なしの声あり》

議 長 無いようでしたら、本案について「意見なし」とすることにご異議ございませんか。

《異議なしの声あり》

議 長 「異議なし」と認めます。よって、議案第9号「西海農業振興地域整備計画の変更に関する意見について」につきましては、「意見なし」とすることに決定いたします。

議 長 以上で、議案審議は終わります。次に報告事項について事務局お願いいたします。

事務局 事務局です。今回、令和3年10月25日で許可していた、農地法第3条の10年間の賃借権の設定分に、合意解約がありましたので、ご報告いたします。土地の所在は、大瀬戸町多以良内郷字馬場の田1筆で、畑として利用されていたものですが、賃借人が耕作をしなくなったため、双方合意の上、解約となったものです。賃貸人・賃借人の詳細については、別55頁の報告書に記載のとおりです。報告は以上です。

次回の総会は

日 時：令和7年3月25日（火） 午後2時00分から  
場 所：西海市役所本庁 3階 議員控室

代 理 これをもちまして令和7年西海市農業委員会第2回総会を閉会いたします。お疲れ様でした。

令和7年2月25日

農業委員会会長

議事録署名人

議事録署名人